春選管告示第５４号

春日部市選挙管理委員会の所管に係る春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和８年１１月１８日

春日部市選挙管理委員会委員長　濵野　高広

春日部市選挙管理委員会の所管に係る春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

春日部市選挙管理委員会の所管に係る春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年条例第４５号）の施行については、春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成１８年規則第６１号）の例による。

附　則

この規程は、令和９年１月１日から施行する。